

## 性能向上の要件を満たす工事の補助対象について

### ◎省エネ化に資する工事（別表第1（第4条関係））

#### ①屋根、外壁の塗装工事

- ・屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事

| 屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事  |   |
|---|---|
| <p><b>【対象】</b><br/>○ 遮熱・断熱性能のある塗料により、屋根又は外壁を塗り替える工事。<br/>※補助率<br/>20% 屋根、外壁の塗装工事、足場<br/>10% 破風、軒、雨樋</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b><br/>・着工前、施工中、完成写真を添付すること。<br/>・着工前の屋根写真（全体が分かるもの）を添付すること。写真が取れない場合は足場設置後に必ず撮影すること。（完了時に提出がなければ補助金が交付されません。）<br/>・工事完了後に遮熱、断熱性能のある開封後の塗料が判る写真（空き缶等を施工した住宅と一緒に写したもの）を添付すること。<br/>・遮熱・断熱性能が確認できるカタログ等を添付すること。</p> |

※屋根又は外壁のどちらかを遮熱・断熱性能のある塗料にて塗り替え工事を行った場合は足場も同率（20%）補助の対象とします（どちらも普通塗料の場合は足場も10%）。

#### ②屋根の葺替え工事

- ・遮熱・断熱性能のある屋根材に葺替える工事

| 遮熱・断熱性能のある屋根材に葺替える工事  |  |
|---|--|
| <p><b>【対象】</b><br/>○ 遮熱・断熱性能のある屋根材により、屋根を葺替える工事。<br/>※補助率<br/>20% 屋根、足場</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b><br/>・着工前、施工中、完成写真を添付すること。<br/>・着工前の屋根写真（全体が分かるもの）を添付すること。写真が取れない場合は足場設置後に必ず撮影すること。（完了時に提出がなければ補助金が交付されません。）<br/>・遮熱・断熱性能が確認できるカタログ等を添付すること。<br/>・完了時に、遮熱、断熱性能のある屋根材であることを確認できる写真又は出荷証明等を添付すること。</p> |

### ③断熱改修等工事

- ・住宅の断熱改修等を行う工事であって、次のいずれかに該当するもの。

| 屋根、天井、壁、床、開口部及び基礎の断熱改修を行う工事   |   |
|---|---|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 住宅の断熱改修を行うこと。</p> <p>※屋根、天井、壁、床及び基礎に断熱材の施工が必要。</p> <p>※開口部は、必要に応じた仕様の建具の施工が必要。</p> <p>※断熱改修に伴う天井、壁、床板等の張替等についても施工部に係るものは20%。</p> <p>※補助率<br/>20%。</p>   | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・カタログ等を添付すること。</li></ul>   |
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 断熱性能のある窓の取替工事等。</p> <p>★ペアガラスの設置、二重サッシへの改修、内サッシの設置。</p> <p>○ 断熱性能のある玄関ドアへの取替工事</p> <p>※補助率<br/>20%</p> <p>※合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替は10%（住みよ家リフォーム補助）</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・施工箇所が分かる図面を添付すること。</li><li>・取替え予定箇所の着工前の写真を添付すること。</li><li>・カタログ等を添付すること。</li></ul> |

### ④浴槽の取替工事

- ・高断熱浴槽への取替工事

| 既存の浴槽を高断熱浴槽へ取替える工事  |   |
|---|---|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 既設の浴槽を熱効率の高い高断熱浴槽に取り替える工事。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率<br/>20% 浴槽、給排水設備、壁、床、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・高断熱浴槽であることが確認できるカタログ及び性能証明書を添付すること。</li><li>・設置（取替）が確認できる施工中の写真を添付すること。</li></ul> |

⑤トイレの取替工事

・節水型トイレへの取替工事

| 既存のトイレを節水型トイレに取替える工事   |  |
|--|--|
| <p><b>【対象】</b><br/>○ 洗浄水量が6.5L以下の便器へ取替える工事。<br/><b>【該当しない工事】</b><br/>× 既設便器の洗浄水量が6.5L以下で、取替えを行う場合</p> <p>※補助率<br/>20% 便器、給排水設備、電気工事<br/>10% 壁、天井、床、手洗器、紙巻器、換気扇</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・ 左列の対象が確認できる図面やカタログ、納品書の写し等を添付すること。</li></ul> |

## ◎バリアフリー化に資する工事（別表第2（第4条関係））

### ①浴室を改修する工事

- ・浴室を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの

|  |   |
|--|---|
| 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事  |   |
| <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の（１）及び（２）に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）工事後の床面積が1.8㎡以上</li> <li>（２）短辺の内法寸法が1,200mm以上</li> </ul> </li> <li>○ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動も対象とする。</li> </ul> <p><b>【付帯工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壁、柱、ドア、天井、床材等の撤去、取り替え。</li> <li>○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。</li> </ul> <p>※補助率<br/>20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ 工事前後の浴室の床面積が分かる図面を添付すること。</li> </ul>   |
| 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事  |   |
| <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の浴槽（据え置き式、埋め込み式）をまたぎ高さ45cm以下（洗い場からの高さ）の浴槽に取り替える工事。</li> </ul> <p><b>【付帯工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浴槽を基準値以下のまたぎ高さのものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事。</li> </ul> <p>※補助率<br/>20% 浴槽、給排水設備、壁、床、電気工事</p>  | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ またぎ高さが低くなったことが確認できる完成時の写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li> <li>・ 改修後のまたぎ高さが分かる図面やカタログ等を添付すること。</li> </ul> <p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。<u>ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。</u></li> </ul> |
| 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事  |   |
| <p><b>【付帯工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事。</li> </ul> <p><b>【該当しない工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）や、すのこ等の設備の設置。</li> </ul>  | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 固定式であり、高齢者等の浴槽の出入りが容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること。</li> </ul>  |

| バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事   |  |
|---|--|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 以下の4項目<b>全て</b>満足するユニットバスに取り替える工事。</p> <p>(1) 設置する浴槽のまたぎ高さが45cm以下であること</p> <p>(2) 手すりを設置すること（シャワーのガイドレールを兼ねるものを除く）</p> <p>(3) 出入り口の段差を小さくすること</p> <p>(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等）を設置すること</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 従前よりバリアフリー化（左列の基準）されたことが確認できる工事前後の写真（高さについては定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li> <li>・ 左列の対象が確認できる図面やカタログ等を添付すること。</li> </ul> <p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。</li> </ul> |

## ②便所を改修する工事

- ・ 便所を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの

| 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事  |   |
|--|---|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 次の（1）又は（2）に該当すること。</p> <p>(1) 工事後の長辺の内法寸法が1,300mm以上</p> <p>(2) 便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が500mm以上</p> <p>○ 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動も対象とする。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取り替えや、一体工事としてそれに伴って行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率<br/>20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事<br/>10% 手洗器、紙巻器、換気扇</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ スケール等により床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ 工事前後の便所の床面積が分かる図面を添付すること。</li> </ul> |
| 便器を座便式のものに取り替える工事  |   |
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り替える工事。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事。</p>  | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 和式便器を洋式便器に取り替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること。</li> </ul>              |

|  |  |
|--|--|
| <p>【該当しない工事】</p> <p>× 取り外し可能な腰掛便座への取り替え。</p> <p>※補助率<br/>20% 便器、床、給排水設備、電気工事<br/>10% 壁、天井、手洗器、紙巻器、換気扇</p>  |  |
| <p>座便式の便器の座高を高くする工事</p>  |  |
| <p>【対象】</p> <p>○ 便器の取り替え等により便器の座高を高くする工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 取り外し可能な腰掛便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置。</p> <p>※補助率<br/>20% 便器、給排水設備、電気工事<br/>10% 壁、床、天井、手洗器、紙巻器、換気扇</p> | <p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 便器の座高が高くなったことが確認できる工事前後の写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li> <li>・ 便器の座高が高くなったことが確認できる図面やカタログ等を添付すること。</li> </ul> |

※手洗器付便器は、補助率 20%、便器と分離した手洗器は、補助率 10%

③ ①又は②と同時に施工する便所、浴室又は脱衣室を改修する工事

次のいずれかに該当し、①又は②と同時に施工する場合のみ対象とする。

|   |   |
|---|---|
| <p>高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事</p>  |   |
| <p>【対象】</p> <p>○ レバー式蛇口（シャワー付き）やワンプッシュ式シャワー等への取り替えの工事。</p> <p>○ 蛇口（シャワー付）を移設又は増設する工事</p> <p>※補助率<br/>20% 水栓器具、給排水設備<br/>10% 壁、床、天井、電気工事</p> | <p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 高齢者等の身体の洗浄が容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること。</li> </ul> |
| <p>水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事</p>  |   |
| <p>【対象】</p> <p>○ 浴室や洗面台の水栓器具（洗面台、シンク等の蛇口）で、レバー式やワンプッシュ式など開閉を容易にするものに取り替える工事。</p> <p>※補助率<br/>20% 水栓器具</p>                                   | <p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 水栓器具の開閉が容易になったことを確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること。</li> </ul>    |

#### ④手摺を設置する工事

- ・ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事

| 手摺を設置する工事  |  |
|--|--|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とした手すりを取付ける工事。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として壁の補強、電気スイッチ、コンセントの移設等の工事。</p> <p><b>【該当しない工事】</b></p> <p>× ネジ等を使用しない手摺の取付け（両面テープ等で取り付けたもの）。</p> <p>× 建物外への手摺設置は、外構工事</p> <p>※補助率<br/>20% 壁、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的としているため、取付けの施工法が分かる図面やカタログ等を添付すること。</li><li>・ 取り付けのための補強部等の隠ぺい部写真を添付すること。</li></ul> |

#### ⑤床を改修する工事

- ・ 次のいずれかに該当するもの

| 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事   |  |
|--|--|
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 既存の段差より小さくなり、かつ、段差が5mm以下になる工事。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p> <p><b>【該当しない工事】</b></p> <p>× 工事を伴わない段差解消のためのスロープの設置。</p> <p>× 建物外への段差解消は、外構工事。</p> <p>※補助率<br/>20% 床<br/>10% 壁、天井、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li><li>・ 段差が解消されたことが確認できる工事前後の写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li><li>・ 付帯工事の根太の補強等隠ぺい部写真を添付すること。</li></ul> |

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

|   |   |
|---|---|
| <p><b>【対象】</b><br/>○滑りにくい床材への取り替え工事。</p> <p><b>【付帯工事】</b><br/>○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p> <p><b>【該当しない工事】</b><br/>× 滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付け等による表面処理のみを行うもの。</p> <p>※補助率 20% 床<br/>10% 壁、天井、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 別表（第4条関係）に示す工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。</li> <li>・ 滑りにくい床の材料であることの確認できるカタログ、納品書の写し等を添付すること。</li> </ul> |
|---|---|

⑥ 通路、出入口を拡張する工事

|   |  |
|---|--|
| <p>介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事。</p>  |  |
| <p><b>【対象】</b><br/>○介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事。<br/>○既存の幅を拡張し、かつ、有効幅が750mm以上とする。</p> <p><b>【付帯工事】</b><br/>○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事。</p> <p><b>【該当しない工事】</b><br/>× 拡張工事を伴わない建具のみの取替工事。</p> <p>※補助率<br/>20% 壁、床、天井、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 幅が拡張されたことが確認できる工事前後の写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li> </ul> |

⑦ 出入口を改良する工事

|  |   |
|--|---|
| <p>出入口の戸を改修する工事</p>  |   |
| <p><b>【対象】</b><br/>○ 出入口の開閉が容易になるための工事。<br/>ア 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事。<br/>イ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事<br/>ウ 戸に戸車その他の開閉が容易にする器具を設置する工事。</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 開戸の開閉が容易になったことを確認できる工事前後の写真を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること。</li> </ul> |



|   |  |
|---|--|
| <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事</p> <p><b>【該当しない工事】</b></p> <p>× 通常の戸車交換。（住みよ家の対象）</p> <p>※補助率<br/>20% 壁、床、天井、電気工事</p> |  |
|---|--|

⑧ 階段を設置・改良する工事

|  |   |
|--|---|
| <p>階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事</p>  |   |
| <p><b>【対象】</b></p> <p>○ 既設の階段を撤去し新たに設置又は改修する工事で、既存の階段より勾配が緩やかになること。</p> <p><b>【付帯工事】</b></p> <p>○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事</p> <p>※補助率<br/>20% 壁、床、天井、電気工事</p> | <p><b>【写真／図面／カタログ等の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着工前、施工中、完成写真を添付すること。</li> <li>・ 勾配が緩和されたことが確認できる工事前後の写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）を添付すること。</li> <li>・ カタログ等を添付すること（使用材料等がセット品の場合）。</li> </ul> |